



24日臨技発第122号
平成24年10月17日

都道府県技師会長 殿

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
会長 宮島喜文

臨床検査技師による血圧測定について

このたび、検査に伴う血圧測定を臨床検査技師が行うことについて、厚生労働省医政局医事課長あて文書にて照会し回答を求めたところ、自動血圧計による測定については原則として医行為ではないとのことから、臨床検査技師による実施が可能である旨の回答を得たところです。この案件は、臨床検査技師の業務拡大として平成22年1月から厚生労働省へ要望してきたものです。

このような医行為の解釈問題、いわゆるグレーゾーンの取扱については、先日提出していただいた「チーム医療に関わる業務認証について」にも多くみられますが、今後も一つ一つ業務認証(業務拡大)に向けて取り組んで参りますので、引き続きご協力のほどお願いいたします。

なお、実施に当たっては、別添医政局長通知を熟読のうえ、検査スタッフだけでなく医師、看護職員等との共有を図るとともに、都道府県内の各医療機関等に対し、医療関係職の効率的な役割分担や医療保健サービスの向上の観点からの本件周知とあわせて実施していただくようお願いいたします。

(添付)

- ・医政局長通知
- ・各関係機関等あての周知文例
- ・同 添付用照会・回答文

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について
[平成17年7月26日 医政発0726005 各都道府県知事宛 厚生労働省医政局長通知]

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の疾病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供の在り方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等において安全に行われるべきものであることを申し添える。

(別紙)

1. 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
2. **自動血圧測定器により血圧を測定すること**
3. 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
4. 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必更としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む。）
5. 患者の状態が以下の三条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く。）皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む。）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。
 - ①患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
 - ②副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
 - ③内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注1 以下に掲げる行為も、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看

護師法第31条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。

①爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること

②重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること

③耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く。）

④ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること（肌に接着したパウチの取り替えを除く。）

⑤自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと

⑥市販のディスポーザブルグリセリン洗腸器(※)を用いて浣腸すること

※挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

注2 前記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに購じる必要がある。

また、前記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 前記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注5 前記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。前記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注6 前記4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

(参考) 各医療機関あて周知文例

各 関 係 機 関 御 中

〇〇県臨床衛生検査技師会長

臨床検査技師による血圧測定について

平素より当会の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
このたび、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会長より、検査に伴う血圧測定を臨床検査技師が行うことについて、厚生労働省医政局医事課長あて文書にて照会し回答を求めたところ、自動血圧計による測定については原則として医行為ではないとのことから、臨床検査技師による実施が可能である旨の回答を得たとの周知がされました。

現在、医療の場においては医療関係職がその専門性を十分に発揮できていないとの指摘がなされておりますが、今回のこの回答により、臨床検査技師がこれら関係職の効率的な役割分担の一助となるとともに、業務拡大につながるものと期待しております。

今後も、当会としてはチーム医療の推進、効率的な役割分担に向けて取り組んで参りますので引き続きご協力のほどお願いいたします。

照会文書

24日臨技発第110号
平成24年10月10日

厚生労働省医政局医事課長 殿

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
会長 宮島喜文

臨床検査技師による血圧測定について（疑義照会）

血圧測定については、これまで、臨床検査技師の業務範囲に明記されていない。
一方で、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」（平成17年7月26日付け医政発第0726005厚生労働省医政局長通知。以下「通知」という。）において、一定条件の下、自動血圧測定器による血圧測定は原則として医行為でないと考えられる旨が示された。

通知では、「医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって、原則として医行為ではないと考えられるものを別紙のとおり列挙した」としているが、当該記載については、高齢者介護・障害者介護の現場に限定した解釈を示すものではないため、高齢者介護・障害者介護の現場以外において行われる自動血圧測定器による血圧測定についても原則として医行為でなく、臨床検査技師も実施可能であると解してよろしいかお伺いする。

回答文書

医政医発1011第5号
平成24年10月11日

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
会長 宮島喜文 殿

厚生労働省医政局医事課長

臨床検査技師による血圧測定について（回答）

平成24年10月10日付け24日臨技発第110号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答する。

記

貴見の通りである。